

## 連携学会シンポジウム3（日本職業・災害医学会）

### 「災害産業保健と法」

報告者：愛三西尾法律事務所 弁護士 井上洋一

連携学会シンポジウム3では、立石清一郎氏（産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター）と井上洋一氏（愛三西尾法律事務所）が座長を務め、自然災害が増えている現状を受けて、労働者の健康影響や被災状況などについて議論した。

まず、災害復興法学の専門家である岡本正氏（銀座パートナー法律事務所）が、災害訴訟に学ぶ組織のリスクマネジメントについて講演した。安全配慮義務の概念を考えると、BCPのマニュアルには命を守るための判断が書かれるべきことを指摘し、災害に対する安全配慮義務について、裁判所は、事前の準備状態や平時及び災害発生時の情報収集の適切さを判断していると分析する。このような前提から、組織のリスクコミュニケーションの重要性を指摘し、社員全体にBCP研修プログラムを行うことの必要性を訴えた。さらに、被災者の支援や生活再建にも言及し、BCPだけでなくBLCP（Business and Living Continuity Plan）の考え方も重要であることを述べた。

吉川徹氏（独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所）からは、東日本大震災の被災地での労働者の健康障害について報告された。災害過労死の事例において、異常な出来事への遭遇や短期・長期の過重負荷が関連していることが確認され、特に、震災による仕事量の急増や質の変化が過重労働につながり、心疾患を引き起こしているケースが多く報告された。これらを防止するためには、業務負荷の管理や作業環境の改善が重要であり、具体的な業種ごとに、災害時の安全確保や労働環境の改善に取り組む必要性が語られた。

五十嵐侑氏（産業医科大学 産業生態科学研究所 災害産業保健センター）からは、災害時には行政職員には特有の負荷がかかること、とくに、保健所の業務では、コロナ対応部門と他の部門の業務の偏り、人員補充の失敗、カスタマーハラスメントなどが発生していたことが報告されている。災害時の行政職員の負担軽減策や支援体制の充実が必要とされているが、これらは一般企業にも当てはまる普遍的課題であることが指摘された。

各演者の講演後には総合討論が行われ、「災害時に回るデマと判断の誤り」や「安全配慮義務と情報収集義務の範囲」、「安全配慮義務と企業のリスク管理の関連」について意見交換がされ、災害時の産業保健対応について、平時からの情報共有や関係者の連携、マニュアル整備等が要請されることが理解された。